

平成30年塩尻市議会12月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成30年12月14日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 塩尻市北部交流センター条例

議案第6号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費（1項保健衛生費5目環境衛生費、8目霊園費及び2項清掃費を除く）、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第8号 平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

請願12月第1号 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権を守るための請願

陳情12月第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

○出席委員

委員長	横沢 英一 君	副委員長	永田 公由 君
委員	金田 興一 君	委員	中原 巳年男 君
委員	山口 恵子 君	委員	赤羽 誠治 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した議員

請願紹介議員 丸山 寿子 君

○説明のため出席した参考人

請願説明員	Rainbow Fellows Nagano	塩尻支部	千葉 瑞紀 君
陳情説明員	長野県医療労働組合連合会	書記次長	川畑 和章 君

○議会事務局職員

事務局長	竹村 伸一 君	事務局次長	横山 文明 君
------	---------	-------	---------

午前10時00分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから12月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席をしております。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。福祉教育委員会をお開きをいただきまして大変ありがとうございます。条例案件ほか、御提案を申し上げますので、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程について副委員長から説明をいたします。

○副委員長 おはようございます。本日の審議日程でございますけれども、議案審査の後、請願、陳情の審査を行います。なお、本日は視察、その他、懇親会等は予定しておりませんのでよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては、円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますのでよろしく願いをいたします。議事進行への御協力をお願いします。

議案第1号 塩尻市北部交流センター条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市北部交流センター条例を議題といたします。説明を求めます。

○社会教育課長 それでは、議案第1号塩尻市北部交流センター条例でございます。議案関係資料1ページもあわせてごらんください。

1、提案理由でございます。北部地域における世代間の交流を支援することにより、豊かで活力のある地域社会の形成を促進するとともに、地域への愛着及び誇りを醸成するため、塩尻市北部交流センターを設置することに伴い、新たな条例を制定するものでございます。

2、概要につきましては、塩尻市北部交流センターの設置、管理等について、必要な事項を定めるものでございます。

3、条例の新旧対照表につきましては、本条例は新規に定めるものですが、関係する2つの条例についてかわる部分を改正するものでございます。

4、条例の施行等につきましては、別途規則で定める日から施行するものでございます。

では、条例の主な内容について順を追って御説明いたします。本条例は基本、現塩尻市市民交流センター条例を踏襲しており、施設に入ります組織構成及び使用並びに運営の基本的事項を定めております。

第1条は趣旨、第2条に設置等としまして、第1項では名称、位置を示しております。第2項は施設に入る組

織、広丘支所、広丘公民館、広丘図書館、北部子育て支援センターが記載されており、交流施設として交流スペース部分が含まれる旨定めております。

第3条から第10条までは、使用の許可等、施設を利用する上での手続などを定めております。

第11条には、現在市民交流センターにも設置されております運営協議会の設置について定めております。

なお、附則としまして、施行の期日、また、関係する条例について改正する旨記載させていただいております。

下段3項に今申し上げました運営委員会を設置する関係で、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する旨の記載。4項に、現在、広丘吉田にあります北部子育て支援センターが移転するに当たり、住所が変更となりますので、塩尻市子育て支援センター条例の一部を改正する旨の記載。

また、別表に記載されております使用料につきましては、1階及び2階にあります交流スペース部分の使用に際し徴収する料金を市民交流センターに倣い定めているものでございます。なお、公民館として管理する主な会議室等は、塩尻市公民館条例が適用され、条例中第7条に記載のあります塩尻総合文化センター使用料徴収条例等を準用し運用するものでございます。簡単ではございますが、条例の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありませんか。

○山口恵子委員 北部交流センターの建設から内容について形ができてきまして、本当に市民の期待も膨らんでいるところではありますが、まず塩尻市の二眼レフの一つとして、北部の拠点としてのまちづくりが始まったところが、最初の入口というきっかけだったと思いますが、北部の拠点としてのまちづくり事業の取り組みについて、広丘地域ではコンサルの方に来ていただいてまちづくりについてセミナーをお聞きしたり、広丘地区の皆さんに市民の代表として皆さんに集まっていたいてまちづくり事業に取り組んでいただいた経過があります。そういった市民の皆さんを交えてやってきた経過の結果というか検証というか、効果がどのようになっているのか、ちょっと担当課が変わってしまったのですが、これまでの取り組みとその効果について簡単にお聞きしたいと思います。その分市民の、北部の拠点ということで地域の皆さんの期待がとても大きい中から始まってきて、市民の皆さんも交えて取り組んできたプロセスがありますので、その点についてお聞きします。

○都市計画課長 私のほうからは、当時のマスタープランで二眼レフを示した以降の経過を簡単にちょっと説明しまして、その後効果について、どういった効果があったかという部分について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、御承知のとおり平成21年に塩尻市都市計画マスタープランによりまして、塩尻駅前を中心市街地と広丘駅前の北部拠点という形で、二眼レフのまちづくりをしていくという方向が示されまして、それ以前から広丘地区におかれましては、地域づくり振興会という会議を平成16年から継続して行っておりまして、その会議を平成23年に広丘まちづくり会議という会議、メンバー的には同じメンバーなんですけれども、そのメンバーで広丘まちづくり会議という会議を新たに設置をしております。その中で、広丘の駅前をどういったまちづくりにしていこうかといったことで検討を開始しておりまして、その後、実際に動く組織としてワーキンググループとあって、まちづくりの若者、結構エブソンの方ですとか、短歌に携わる人ですとか、広丘の青年会議所ですとか、そういった方たちがワーキンググループという会議を持ちました。そこでは、実際にお宝マップですとか、あとは広丘まちづくりかるた等の、実際に地域に即したそういった取り組みを行ってきたところでございます。あと

本体の広丘まちづくり会議では、市街地総合再生計画という計画を平成25年につくっているんですけども、その総合再生計画を作成に協力をいただいて、広丘のまちをどういったまちにしていくかといった計画をつくっております。

それ以降、一応実際に総合再生計画の中で、広丘の北部拠点という今の北部交流センターの整備についてきちんと位置づけをしまして、それ以降実際に建築に入ってきたと。その途中では、北部地域のこの今回の建物ですが、建築構想というのをつくっているんですけども、そういったところに、今までこの会議ですとかワーキンググループですとか、こういった方たちが地域を考える場を持ちましたので、この建物もどういったことが必要なのかとか、建築構想ですので、どういった建物にしたいといった意見を皆さんからいただいて、最終的に今の北部交流センターの建築になっているといった経過ですけども、そういった今までの皆さんの意見がきちんと反映されて建物に活かされているというのが成果ではないかなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山口恵子委員 今までの経過、流れをまとめてわかりやすく説明していただきました。それで、いよいよ建物を建設するという段階に入りまして、各図書館部署とか子育て支援部署とかそれぞれ機能別にワークショップをやってきたと思います。全体会議の中でも、特に北部の拠点であるという期待の中で広丘支所のあり方も、開館時間も長くしてほしいとか、いろんな意見が出てきたと思うんですね。それで、運営についてはまた別の機会に話しましょうみたいなどころもちょっと聞こえていたりしてたんですが、今回の条例の内容を見ますと、特に広丘支所については北部の拠点という位置づけではなくて、行政の出先機関で広丘地区に限定した内容ですということが今回はっきり出されているので、ここに至るまでのどういう検討と議論があつてこういう結果になったのかお聞きしたいと思います。やはりワークショップをやったときは、いろんな市民の皆さんからの御意見が出ていますので、ちょっといきなりこういう形で出てきたことが私も不思議に思っているんで、どういう形でこうなったのかお聞きしたいと思います。

○社会教育課長 今、委員のおっしゃられたとおり、これまでいろんな御意見を頂戴してきたというふうにございます。ただ、担当部並びに建設をする過程の経過を踏まえた上で、やはり今回の北部交流センターにつきましては、支所機能についてはこれまでどおり行政の出先機関としてのきちんとしたサービスを提供していくというところを担保するためには、独立してこれまでどおり運営していくと。今度入る広丘公民館並びに広丘図書館、北部子育て支援センターは、先に全員協議会でも御説明しました運営プランでもありまして、子供を中心にして連携をして運営をしていくというところの考えを崩さずに、これから北部の地域のコミュニティの醸成を図っていく拠点として運営していくというところを改めて検討した上で、こんな形のプランとしてまとめさせていただきましたので、これを今度どういった形で実際どんな事業をしていくか、どんな企画をしていくかということは、これからまた半年間ありますので、十分議論をする中で運営をしていきたいというふうにございます。

○山口恵子委員 地域で今後この内容についてももしっかり説明をしていただくようになるとは思いますけれども、その辺はやはり、丁寧に住民の皆さんの御意見、今までのプロセスもありますし、思いも期待もありますので、その辺は誤解のないように丁寧に説明をしていただきたいと思います。要望です。

○委員長 ほかにはありませんか。

○副委員長 まず2ページの関係で、交流センターへの入館を拒み、又は許可をしないとする中で、(3)の前2号のほか、入館又は使用を不相当と認めるときというのは、これはまた別に施行令かなんかで定めるわけ。

○社会教育課長 今回は条例のみお示ししてございますけれども、このほかに施行規則を定めてございます。その規則の中で細かく禁止事項とか、使用については定めておりますので、予定としては来年3月ころに公布の予定でございます。

○副委員長 それと、次のページの6条の関係の使用料の関係ですけど、例えば、これは交流スペースについて書かれているんだけど、敷地内でフリーマーケットとかそういったイベントの際にやる場合はどういう形になるわけですか。

○社会教育課長 こちら屋外の使用につきましては、現在も行政財産使用許可という形で特に使用料を取らずに運営をしてございますので、それについては営利か非営利かというところも考えられますけども、原則的には行政財産使用許可を申請いただいて、認めるものであれば貸していくと、無料で使わせるというような考え方でございます。

○副委員長 今、総文とかああいうところでやっていると同じ方向で行くってということだね。

○社会教育課長 そのとおりでございます。

○副委員長 それとちょっと条例とは外れるんだけど、いわゆる今度の拠点センターの職員体制というものはどういうふうになるのか、例えば支所長がいて、その並びでセンター長なり何なりそういった方をつけるのかどうか、その辺については検討されていると思うんですけども、どうですか。

○社会教育課長 今、人事の関係も人事課並びに関係課と調整をしてございますけれども、特にセンター長は置かないという方向はぶれません。あと、先ほど申し上げましたとおり、3部署が連携をしていくということを考えられますので、できればソフト面で統括をする人間がいればいいのではないかと、ですので、もう一つはあと施設全体を管理する人間も必要でございますので、支所長とソフトを管理する人間、あとハードを管理する人間ということは少なくとも配置されるというふうに考えているところでございます。

○副委員長 いわゆる支援センターのセンター長は今までどおりということでもいいんだね。

○社会教育課長 おっしゃるとおり、支援センターについてはセンター長さんがそのまま配置されますし、図書館についてはこれまで分館でありましたけれども、これが今度広丘図書館という形でランクが上がりますので、きちんと正規を配置する中で運営をしていくという形になるかと思います。

○山口恵子委員 北部子育て支援センターも吉田から移ってきますけれども、そこの子育て支援センターもセンター長は置かないという考え、えんば一くの中にも子育て支援センターがありますので、それとの関係、位置づけとかその辺はどのようになるのかお聞きします。

○市民交流センター・生涯学習部長 組織の形態につきましては、基本的に先ほど条例の中でも説明しましたが、支所と公民館と子育て支援センターと図書館という施設が入ります。その運営の仕方については今までどおり変わらないと、原則そのまま移行して運営をさせていただく形になります。ただし、運営時間とか休館の日が変わってきますので、それは今までに比べると拡充されますので、人員体制とすれば交代勤務要員だとか、そういった部分では拡充をさせていただく予定でございます。あと全体を統括していく考え方につきましては、先ほど胡桃が申し上げたとおりでございますのでよろしくお願ひします。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第6号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費（1項保健衛生費5目環境衛生費、8目霊園費及び2項清掃費を除く）、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○委員長 それでは、議案第6号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。説明を求めます。

○交流支援課長 それでは、議案第6号、歳出でございますが、15、16ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費14目市民交流センター費であります。説明欄にありますように、嘱託員報酬と職員給与費の人件費でありますけれども、人件費につきましては、本年度の人事異動に伴います内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で、職員給与費、嘱託員報酬、これの補正をお願いするものであります。

なお、15ページ以降の歳出全体を通して、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしておりますけれども、この人件費は、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則として省略をさせていただきますので御了承ください。私からは以上です。

○長寿課長 お願いします。それでは、25、26ページをお願いします。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費になります。説明欄の1つ目の白丸、老人福祉施設整備維持費、営繕修繕料になりますが、老人福祉センター田川の郷の営繕修繕料になります。田川の郷は、汚水を一旦タンクに入れて、それより高い位置にある污水管までポンプで上げている方法をとっていますが、ある程度タンクにたまったところで污水管に上げるようにセンサーが働いてポンプが動くんですけども、そのセンサーが故障してしまって常時ポンプが作動している状態が今続いています。そのポンプに今負担がかかっています、いつとまるかわからないような状態になっているということで、今回ポンプとセンサーの交換の費用ということで108万円補正するものです。

それから次の白丸、高齢者等生活支援事業、介護サービス利用助成金ですが、在宅で介護認定を受けている低所得世帯に対して居宅サービス等の利用料の支払いに使える助成券を交付するものですが、実績見込みで104万4,000円増額補正するものです。

続きまして、5目介護保険事務費2つ目の白丸、介護保険事業返還金ですが、前年度介護保険料軽減国庫負担金の返還金になります。実績に伴い返還するものです。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。説明欄3つ目の白丸、児童手当支

給事業、前年度児童手当国庫負担金返還金67万4,000円でございます。児童手当の国庫負担金につきましては、例年、翌年度に実績報告をいたしまして確定となります。今補正額につきましては、平成29年度の事業費に対する国庫負担金の金額が確定されましたので、精算により生じた返還金を計上したものでございます。私からは以上です。

○**教育総務課長** それでは、予算書27、28ページをお願いいたします。2目児童運営費、説明欄白丸、保育所施設空調設備整備事業2億3,850万円余につきましては、保育園15園128室へのエアコン設置にかかる工事費用等になります。管理委託料510万円余、工事請負費2億3,340万円余となっております。

続きまして、5目児童健全育成費、説明欄白丸、児童館・児童クラブ施設空調設備整備事業4,810万円余につきましては、児童館8館28室へのエアコン設置にかかる工事費用等になります。管理委託料120万円余、工事請負費4,690万円余となっております。保育園、児童館につきましては、本年度中に工事発注を行い、予算を繰り越しさせていただき、来年6月末の完成、7月からの使用開始を予定しております。設計に当たりましては、施設規模が小さいことやキュービクル設置が不要な場所が多いことから、電気式エアコンを採用し、可能な限りルームエアコンを活用するとともに、最低限部屋の広さを賄える規格の製品を検討するなど、一定の基準を設け設置コストや維持コストの抑制を図っております。また、中部電力と協議を行う中で、低圧受電での設計を基本としております。私からは以上です。

○**福祉課長** それでは、次のページをお願いいたします。3款民生費3項生活保護費2目扶助費でございます。こちらの説明につきましては、資料を御用意させていただきましたので配付させていただいてもよろしいでしょうか。

○**委員長** 配ってください。

○**福祉課長** それでは、資料のほうで説明をさせていただきます。今回計上させていただきました生活保護費補正予算の概要でございます。

まず1番でございます。補正予算の内訳でございます。左から区分で各扶助費、次の列にその支給の内容、次の列に補正の額の内訳を計上しております。まず今回補正いたします生活扶助、住宅扶助につきましては、生活扶助が35万9,000円、住宅扶助が417万1,000円でございます。こちらにつきましては、全体の生活保護世帯の増により増額となっております。次の教育扶助費26万7,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、お子さんの義務教育分の教育扶助をしております。支給対象となります児童の減によりまして減額しております。次の介護扶助、こちらにつきましては、介護サービス利用料の扶助をしております。1,415万9,000円の増額、こちらにつきましては、介護認定者の増により介護サービス利用料の増額により補正になります。次の医療扶助、こちらにつきましては、医療費、生保の場合、もう10割負担となっておりますが、こちらの医療費、通院移送費などがございますが、こちらが入院治療による医療費の増となりまして、金額で8,531万8,000円の増となります。一番下の保護施設事務費でございます。こちらが救護施設に入所している方の費用でございますが、退所及び死亡による減がございまして、マイナス854万1,000円の減額、トータルいたしまして今回の補正額が9,519万9,000円となっております。なお、生活保護費につきましては、国庫負担率が4分の3となっております。

今回の状況でございますが、2番に生活保護の受給世帯の状況を載せさせていただきました。まず(1)でご

ございますが、保護世帯数・人員・保護率の推移でございます。5年間の推移を載せてございますが、各年度平均値でございます。平成30年度につきましては、4月から10月までの平均値を載せてございます。保護世帯数につきましては、一番右側の比較の欄を見ていただきましたとおり、対26年度と比較しまして40世帯増、昨年度、29年度と比較しまして16世帯増の現在274世帯となっております。人員につきましては、対26年度から52人の増、昨年度から17人の増ということで370人ということになっております。

その下の四角の説明ですけれども、世帯数・人員とも平成26年度から28年度ごろまではほぼ横ばいでしたが、昨年度あたりから増加傾向となっております。その下の四角でございますが、年金未加入となっておりますが、こちら訂正をしていただきたいのですけれども、年金の未納によりということになります。年金の未納により年金の受給年齢に達しても就労している方が高齢や傷病といった理由により働けなくなるケース、また、低所得者が傷病等により就労できなくなったケースなどが増加している傾向でございます。

また、その下(2)の世帯類型別の推移を見ていただきますと、5年間で一番増加が目立っているところが高齢者世帯でございます。65歳以上の高齢者世帯、特に単身世帯の増加が目立っておりまして、全体で平成26年に比べまして19世帯増の124世帯となっております。また、障がい者世帯についても増加の傾向でございます。

その下の四角の2つ目以降でございますが、こちらデータを載せてございませませんが、今年度10月までに新規開始したケース29件のうち高齢者世帯が9件で3割であり、継続している世帯も次第に高齢化が進んでおります。また、新規開始ケース29件のうち17件、6割が世帯員の健康問題を理由として申請している状況にあります。

裏面をお願いします。今回補正します扶助費の中で大きな増額をさせていただきます介護扶助費と医療扶助費についての状況を説明させていただきたいと思っております。

まず3の介護扶助費の状況でございますが、平成29年度の10月現在から平成30年度の10月現在の状況を比較しますと、介護認定を取っていらっしゃる被保護者の方が昨年10月は51人ということでしたが、本年度10月までに71人ということで20人増となっております。また、括弧の数字はそのうち数字で第2号被保険者、40歳から64歳までの被保険者になりますけれども、こちら4名ということで増加しております。

四角の部分の3つ目になります。40歳から64歳までの2号被保険者の介護サービス料につきましては、生活保護費の場合、それを生活保護費で10割負担するというようになっております。参考資料として、そこに介護サービスの負担額、1割負担した場合と10割負担した場合のサービス限度額を比較しておりますが、40歳から64歳までの方はこの右側の金額全てを生活保護費で支払うこととなりますので、この年代の方の利用料がふえていきますと介護扶助費の増加という傾向になります。

次の4番の医療扶助の状況でございます。こちらにつきましては、月ごとの入院者数とその下に入院外というのは通院をしている方の数を計上してございます。下のグラフでございますが、棒グラフのほうが入院している方の数、折れ線グラフのほうが入院外の方の数を示しております。表のほうをごらんいただいたとおり、入院の方の数でございますが、今年度の数が色の濃いほうになってございますが、前年度と比較しまして入院者数が倍増、約倍の人数にふえております。

また、その下の四角の1番目に記載しましたとおり、入院の主なものの中に脳血管疾患、がんなどで急性医療、

救命医療が必要な方というのがこの前半で何人かいらっしゃいました。そういった方につきましては高額の治療となりますので、医療費について昨年と比較しまして、29年度と比較しますと約5,000万円くらいの増額ということになってございます。また、精神疾患による入院の方もふえておりまして、こういった方は期間が3カ月から6カ月という長い状況になっておりますので、今後の医療費の増加も見込みまして今回の計上をさせていただきます。私からは以上でございます。

○健康づくり課長 それでは、補正予算書のほうお戻りいただきまして、29、30ページ、引き続き4款衛生費をお願いいたします。1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございますけれども、右側の2つ目の白丸、保健衛生事務諸経費でございますが、総合健康システム改修委託料47万円の増、新規でございます。これにつきましては、新年度平成31年度から肺のレントゲン検診がデジタル化になるということで、それに伴いまして申し込み方法が変わりまして、検診申し込みはがきになりますので、その様式変更にかかるシステム改修経費でございます。

続きましてその下、2目の予防費でございます。白丸の予防対策事務諸経費でございますが、風疹接種費補助金でございます。本年度ニュース等でも御承知のとおりかと思いますが、全国的な風疹の流行がありまして、本市の予防接種者も増加をしております。補助金の申請者が当初見込みを大きく上回っておりますので、不足額約182人分になりますが増額をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして31、32ページ、4目の母子保健費でございます。2つ目の白丸、母子相談支援事業でございますが、こちらは、本年度新規に導入いたしました宿泊型産後ケア事業、それから母乳相談等助成事業でございますが、利用者が大変堅調で当初の利用見込みを大きく上回る状況でございます。ということで、下半期分の利用見込みに対する不足額を増額をお願いするものでございます。宿泊型産後ケア委託料につきましては、下半期も上半期と同じ26日を見込みまして約12日分の増、それから母乳相談のほうにつきましては、下半期180件を見込みまして約78件の増をお願いするものでございます。衛生費については以上でございます。

○平出博物館館長 それでは、補正予算資料43、44ページをお願いいたします。10款教育費5項社会教育費5目平出博物館費の平出遺跡公園事業890万円につきましては、9月の台風21号による平出遺跡公園内にあります復元住居の屋根材の飛散や柱のゆがみ等が生じたため、特に損壊状況が著しい縄文時代3棟の復元住居について、カヤぶき屋根のふきかえを行うための工事費及び設計管理委託料になります。以上です。

○社会教育課長 ページおめくりいただきまして45、46ページをお願いいたします。同じく5項社会教育費7目文化財保護費の1つ目の白丸、県指定文化財修理事業、指定文化財修理補助金でございます。こちらは先に委員会で御視察いただきました小野神社の修理にかかわる補助金でございます。台風被害で全壊、全て壊れてしまった本殿につきまして、今年度中に解体、保存及び調査をするという経費に対し、小野神社総代会に対しまして補助金を支出するための経費でございます。なお、支出の内訳としましては、事業費900万円の半分450万円が県の負担、残り2分の1の半分ずつ225万円を総代会と市で賄うものでございます。

続きまして、3つ下の白丸、9目短歌館費15節工事請負費、白丸、短歌館運営事業、工事請負費でございます。こちらと同じく台風被害を受けました短歌館の薬医門につきまして、今年度中に解体、修理を実施する経費でございます。現在は倒壊してしまった門全体を応急的にブルーシートで覆い、広丘小学校側のグラウンド側には、児童等が危険がないよう侵入防止措置等を施しているところでございます。私からは以上です。

○**スポーツ推進課長** それではその下、6項保健体育費1目保健体育総務費、説明欄、スポーツ活動支援事業、青少年スポーツ全国大会等激励金の補正となります。こちらにつきましては、スポーツ夢基金によりまして激励金、全国大会に出場する青少年に対して激励金を交付しているわけですが、今年度見込み、この冬場の全国大会等の出場の不足額につきまして補正をお願いするものでございます。補正予算の説明につきましては、以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行いたいと思います。委員の皆様から質問はありませんか。

○**赤羽誠治委員** ちょっと教えてもらいたいですけどね、27、28ページのところなんですけど、先ほど保育園と児童館の、これエアコンの設置ですよ。ちょっと聞くところとかね、今、全国的にこの設置事業というのがあって、機器の購入とかね、確保は大丈夫なんですか。

○**教育総務課長** 機器の選定、ルームエアコン等につきましても、設計業者のほうで市場調査当たっていただく中で、物自体はこれであれば大丈夫であろうということと、設備業者のほうとも数回協議をさせていただいた経過の中では、時期的にこの規模であれば、職人さんのほうも何とかなるであろうと、保育園、児童館については多分、来年夏の使用までに何とか間に合うのではないかとということで、業者側とも打ち合わせする中では、お話をいただいております。

○**山口恵子委員** 関連ですけれども、児童館の利用料金って無料でした。多分有料で、保護者さんは別の事業で預けていると思いますが、その方たちに電気料金が上乗せされるとか、そういうことはどのようにお考えでしょうか。

○**こども課長** 児童クラブそれからキッズクラブの利用料金につきましては、現在いただいているというところで、直接エアコンの電気料というような形で考えておりませんけれど、全体的に見る中で、児童クラブとかキッズクラブの利用料自体が、少し低めの設定と言いますか、非常に今は安い料金設定ということになっておりまして、来年度、使用料等の見直しを行うということと、10月からの消費税増税の関係もございますので、その辺も含めた中で、特にエアコンがということではないんですけども、料金の改定の検討というものは今、始めさせていただいているところでございます。

○**副委員長** 関連ですけど、いわゆる保育所にしても、児童館にしても、それぞれづくりが違ったりしていて、各部屋各部屋にそれぞれに設計していかなければいけないんですけど、それは進んでいるわけですか。

○**教育総務課長** 設計につきましては、9月に補正予算をお認めをいただき、翌10月に発注をさせていただいております。工期としましては、来年1月末までの工期を設定させていただいておりますが、今のところ順調に設計のほう進んでおりまして、早ければ年内には設計図書のほう上げていただけるのではないかと聞いております。

○**副委員長** そうすると、ほとんど電気で行くということですね。

○**教育総務課長** 保育園、児童館につきましては、施設規模、導入するエアコンの数もそんなに大量ではないものですから、まずは電気式で全て行う予定です。学校等を考えると、キュービクルという変電施設、大きなものが必要になるんですけど、保育園については、1カ所だけ新設が必要なものですから、全て電気式ということでやらせていただいております。

○**副委員長** そうすると、財源については今のところ一般財源になっているんですけど、これについても国庫補助

は後からついてくるわけですか。

○**教育総務課長** 保育園、児童館につきましては、まず国庫補助はありません。

い。今回、補正予算で財源としては一般財源を全て充てさせていただいてあるんですが、起債のほう該当する部分があるということもあるようなものですから、その辺のところ細かい設計の内容見て、対象外分をはじかなきゃいけないものですから、その辺を今、精査を始めているところでございます。

○**副委員長** それは、今年度、交付税措置はあるわけですか。その起債については、全くないということで。

○**教育総務課長** 今のところ、起債に対する交付税措置がないものと聞いておりますので、ただ借りになるかと思えます。

○**金田興一委員** この関連ですけれども、エアコンの工事の契約先を、恐らく個々じゃなくて、団体みたいな形でやるんだろうと思うんですが、内容的にはどんな形で契約されるんですか。

○**教育総務課長** 工事発注につきましては、全て合わせると23施設になりますので、一括発注は厳しい中で、市内業者にまずこちらを発注したいと考えておまして、これを23施設を、地域や施設の規模のバランスを見る中で、4工区に分けて、発注させていただきたいと考えております。以上です。

○**委員長** ほかにはどうですかね。

○**山口恵子委員** 32ページ、母子相談支援事業の中でお聞きしたいと思います。今は、やはりハイリスク妊娠とか、ハイリスク出産などが課題になっていまして、宿泊型産後ケア事業を利用するには、ドクターなどの意見書が必要になってくると思いますが、主にどういった理由でこの事業を利用するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○**健康づくり課長** 出産による入院から引き続いてという方が多いということを知っておりますので、本来ですと、通常の出産ですと、5日くらいで退院されてしまうんですが、自宅に帰っても、サポートしていただける方がいないですとか、産後の肥立ちではないですけれども、お母さんの体の様子もあまりよろしくない場合には引き続きという形で利用される方が多いというふう聞いております。

○**山口恵子委員** 今やはり、子育てと介護の両立が問題になったり、家族も高齢化して、産後の支援が受けられないとかいろいろな社会状況がある中で、とても大事な安心して出産育児ができる大事な制度だと思っておりますので、こういったこと今年度から始まっているので、やはりこういった事業もありますよ、ということをしかり対象の方には制度の説明などもしていただければと思いますので、要望いたします。

○**委員長** よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第6号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中、当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第6号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中、当委員会に付託さ

れました部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第8号 平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 議案第8号平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それではお願いします。議案第8号平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）になります。補正予算書の5ページ、6ページをお開きください。一般会計と同様の理由で、人事異動等に伴う職員嘱託職員の人件費の補正になります。組みかえになっておりますので、全体の増減はありません。私からは以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、10分、11時5分まで休憩とさせていただきます。

午前10時53分 休憩

午前11時02分 再開

○委員長 それでは、次に進みます。

請願12月第1号 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権を守るための請願

○委員長 請願12月第1号性的少数者の人権を守るための請願についての審査をいたします。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 本日は紹介議員並びに議会基本条例第7条4項に基づき、請願者に出席をしていただいております。ここで、請願についての説明を求めます。どうぞ。

○請願説明員 私はRainbow Fellows Naganoの塩尻支部の千葉瑞紀と申します。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。それでは、説明をさせていただきます。

わたしたち、Rainbow Fellows Naganoは長野県内のLGBTを含む、性的少数者の人

権と性的少数者の居場所づくりにかかわる活動をしてきました。性的少数者がいるということを周知することともに、とりわけ、性別違和を抱える子供たちのケアや居場所づくりにも力を入れてきました。なぜ子供たちに焦点を当てるかという、大人と違いなかなか情報にアクセスできないので、それによって、自分が何者かわからず、悩み苦しんでしまうからです。特に思春期、恋をして自分だけが違うのではないかと悩んだときに、相談に乗り、性には多様性があること、あなたは一人ではないということを伝えています。性的少数者は子供時代から誰にも相談できないという苦しさを背負い、日常においても日々困難な生活を送っているのが現状です。これを変えていくには、小中学校から大人まで広く、性的少数者理解のための人権教育の充実、また相談窓口の設置や各種公的機関における性別記載に対する配慮が望まれています。

さらに、現代の日本は同棲パートナーの結婚が認められていません。国内では、パートナーシップ制度を現在、東京の渋谷区、世田谷区などで導入され、全国的に広まりつつあります。しかし、長野県では性的少数者を公表している人自体が少ないため、生まれ育った土地を離れ、理解のある都会へ移住する人もいます。パートナーシップ制度の導入に向けての準備として、ぜひ研究をしていただくことを希望します。

私は性的少数者で、女性の方を好きになります。塩尻で生まれ育ち、中学生のときにそれを初めて自覚しました。しかし、女性は男性を好きになるという考え方しか知らなかったので、自分自身に激しい違和感を感じるようになりました。中学生という思春期真っただ中の時代、クラスの女の子は好きな男の子の話をするのが多くなり、私はほかの人とは違う変な子だと自分を責めて、会話についていけないまま青春時代を過ごしました。その後、LGBTという言葉や活動している団体を成人してから知るようになり、初めて救われました。

今回請願を出させていただくことで、性的少数者への理解が進み、住みやすい塩尻市、長野県、そして日本になることを願っています。ぜひ性的少数者の人権を守るための請願の採択をお願いしまして、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。今、御説明がありましたとおりですが、委員より質問、御意見等がありましたら、お聞きをしたいと思います。

○副委員長 紹介議員に聞きたいけれど、これは塩尻市へ出すということ。ほか、県とかそういうところへ出す意見書は。

○請願紹介議員 これに関しましては、議会より塩尻市に強くいろんな形を通しまして、理解を深まるような動きをしていただきたいということを強く要請するという内容でありまして、県とか国に請願を出すという内容ではございません。

○副委員長 もう1回確認だけど、要は市に対して、要望書なり意見書として挙げていくのか、それとも採択なら採択をして、各議員が個々に本会議の質問とか委員会の質問とか通じて、こういったものをつくってほしいということを働きかけてほしいのか。その辺はどうなんですか。

○請願紹介議員 議会のそれぞれの議員、あるいは議会全体としてでもいいんですが、日々の議員活動あるいはいろいろな場面で、私たちは市に要求することができるので、その形を通して、市のほうに強く働きかけるということでございます。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○山口恵子委員 先ほどお話を聞きまして、本当に一人一人の子供たちのことを思い、また人権に配慮した

社会教育をしっかり取り組んでくださっているということに、すごく大切なことでもあり、感謝をしたいというふうに思います。あなたは一人ではないということをしっかりメッセージとして伝えていきたいという活動の趣旨もお聞きしました。本当にとっても大切であり、大事で、これからもそういった活動をしっかり取り組んでいきたいと思います。この内容についても必要性を強く感じておりますので、賛成というか重要なことだというふうに理解をしております。

○**金田興一委員** この趣旨や請願書の中にもあるように、請願事項についても十分理解ができますし、今、紹介議員からも、議員として一般質問等、活動を通じて市へ働きかけてほしいと、こういうことでいいわけですね。先般、議員研修会で慶応大学の先生にもお願いをして、勉強をした中で、かなり理解が深まっていると思いますけれども、最近の新聞を見れば、まだ潜在的な方が、結構おいでになるというそんな記事も出ておりますので、やはり、こういう形での啓発、それは大事なかなと思いますので、私は賛成の立場でおります。

○**赤羽誠治委員** 私も賛成です。過去に、私、外部講師として、中学生の女子チームを指導したことがあるんですが、そのときに一人そういう子がいてね、特に学校の先生が非常に特異な目で見て、選手としての生命が危ういようなそんな感じのところまでいったことがあります。私もその後この所属しているチームでコーチになって、そういったことに関しても、彼女も悩んではいたんですけども、周りもそういうことを理解して、今は彼女、カミングアウトしまして、それで、女性のパートナーと言うんですか、そういう人と生活まではしていないんですけど、人生楽しんでやってるものですから、やはり、我々議員もそうなんですけど、もう少し学校の現場の中で、子供たちまだまだ精神的に成長していない、そういう子供たちがいる中で、いじめにまでつながるケースではなかったんですけど、そういうところは先生も理解をしていただき、子供たちもそういうことを理解するそんな活動もしてほしいなというようなという意味も含めまして賛成という形でお願いしたいと思います。

○**委員長** いいですね。

それでは、今の御意見を集約させていただきますと、各委員からは採択というような意見でございますので、平成30年12月第1号の性的少数者の人権を守るための請願につきましては、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、平成30年12月第1号性的少数者の人権を守るための請願については全員一致をもちまして、採択とすることに決しました。ありがとうございました。

それでは、次に進みます。

陳情12月第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

○**委員長** 当委員会に付託されました陳情は1件であります。平成30年12月第1号安全・安心の医療・介護の実現と交替制労働の改善を求める陳情について審査をいたします。事前に文書表が配布されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 本日は議会基本条例第7条の4項に基づき、陳情者に出席をしていただいております。ここに陳情についての説明を求めます。お願いいたします。

○**陳情説明員** 本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。私は長野県医療労働組合連合会で書記次長をしております川畑と申します。資料のほう配付させていただいてよろしいでしょうか。

○**委員長** 資料の配布をお願いします。

○**陳情説明員** それでは、陳情趣旨のほう読み上げさせていただきます。安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情ということでお願いします。医療や介護の現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により、一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や、長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手立てを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。私ども日本医労連の2017年度夜勤実態調査では2交替勤務病棟のうち、16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の病棟の割合が49.0%でした。このような過酷な夜勤実態の背景には、慢性的な人手不足があります。同2017年看護職員の労働実態調査では、慢性疲労を抱えている看護師が71.7%、健康不安の訴えが67.5%、そして仕事をやめたいと思いながら働いている看護師が74.9%で、その理由としては、人手不足で仕事がきついが、47.7%と最も多くなっています。また、介護現場では長時間夜勤の割合がさらに高く、小規模施設では、1人体制の夜勤が恒常的に行われています。労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容、夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など、看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制などの早期の実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが、安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。安全・安心の医療・介護の実現のため、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国への意見書を提出いただけるよう陳情いたします。

陳情項目のほう、読み上げさせていただきます。

1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働環境における労働環境を改善すること。

①1日かつ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数制限など、労働環境改善のための規制を設けること。②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

3、患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、趣旨の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○**委員長** 委員より、質問、御意見ありますでしょうか。

○**副委員長** 他市の状況がわかれば教えてください。

○**議事調査係長** 受理している市が17市ありまして、委員会審査終了となっている状況をお伝えいたします。採択の市が2市、一部採択3市、不採択6市、審査前6市となっております。以上です。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。

○**山口恵子委員** 介護医療の現場にかかわらず、労働者にとっては労働基準法が定められていると思うんですね。

1日8時間以内とか、1週間で40時間を超えてはならないという労働基準法が定められていると思うんですが、

そのほかに医療法で病院施設ごと、ベッド数ごとにそれぞれの配置基準が多分、定められていると思うんです。それで、あとまた、介護施設においてはその介護施設もそれぞれいろんな種類の介護施設があるので、介護保険法の中にその施設ごとの配置基準というのが多分、定められていると思うんですけれど、その辺の法的な制度的なものはどうなっているか、担当の方にお聞きしたいと思います。

○健康づくり課長 今、委員さんのおっしゃられたとおりでございますけれども、医療従事者の関係につきましては、医療法の施行規則というのがございまして、そちらに施設の基準ですとか、人員配置基準が定められております。入院患者さんの状態とかそういったことで配置数も異なるというふうにされているようでございます。そのほかにも診療報酬がございしますが、その算定の基準と申しますか、そういったところでも夜間については、配置の加算があるとか、そういったことで、定められておりますので、そういった基準に則って、各医療施設については、運用しているというふうに思います。

○長寿課長 介護施設におきましても、今、委員さんがおっしゃったように介護保険法によって、国の基準で人員配置等決まっておりますので、施設サービスごとに細かく決まっているということです。以上です。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 私も入院したことがあるので、看護師さんとか先生方の苦労というのは非常にわかります。夜中の12時に交替して家へ帰る人、それから出てくる人、それでまた8時半か9時までいて、交替するっていうような、本当にありがたいことだなと思って、入院していたんですけども、ここに言われていることはごもっともなことですし、2007年に国会で請願が採択されているということ踏まえると、当然、こういったことは既にやられていなければいけないことだと思うんですね。それがいまだにできないということは、まだ国のほうも事情があるでしょうし、なかなか各施設ごとに体制が整っていないというような状況もあると思います。私はこれに関しては、やはり、保険料や一部負担金の負担軽減が必要、それでまたこういう体制をつくれっていう部分はちょっと矛盾があると思うんですね。やはりある程度、私たちが負担する中で、ここで仕事をしていただいている方の待遇改善っていうのは、図っていかなければ、もう全く公立の病院だと慢性的な赤字で、一般会計から出していかなければいけないという状況になってきますので、この趣旨自体は理解できますので、この陳情に対しては趣旨採択をして、意見書については上げないというふうなことが私とすれば、いいのではないかとこのように考えております。以上です。

○委員長 そうすると、趣旨採択っていうことですね。ほかにはどうでしょうか。

○金田興一委員 今、副委員長が言ったように、この陳情の趣旨的なものについては、私も理解ができるところでございますけれども、3項目にわたって、具体例が書かれているわけですが、言うなら労基法の改正から始まって、利用料の関係、あるいは医療従事者の増加、いろんな分野にわたっていて、果たしてこれ全部が今、すぐという形が現実的かどうかということについては、私自身はかなり戸惑いがあるというふうに考えますので、やはり趣旨については十分理解できるけれども、これに即、国に対する意見書の提出ということまでは、いかなものかなと、既にここにもありますように、国会で採択されている請願があるわけなので、そっちの実効を求めていくということがやはり、第一義ではないかなとこんなふうに考えます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○山口恵子委員 医療の現場、または介護の現場で、本当に私たち入院する方の利用者さんの健康を守り、また、

医療に携わり、本当に献身的に働いて、生命を守ってくださっていることに感謝をしたいと思いますし、また、現状はとても理解できます。その上で、また、医療法などにより、それぞれの配置基準などが定められていることをお聞きしたんですけれども、病院などの経営者、開設者の責務として勤務体制を夜勤は2交替なのか、3交替なのか、または11時間勤務なのか、12時間勤務なのか、16時間勤務なのかというのを経営者の経営方針で選択というか、決めることができるようになっていて、なおかつそれ以上の処遇改善をすることは、病院等の開設者の責務ということで、法律の中にもしっかり示されているので、その辺、法律に則って経営をしていただくことがまずは優先的かなというふうに思います。

あと、この陳情項目の3番の患者、利用者の負担軽減を図ることってということが3番にありますけれども、医療負担割合はそれぞれ法律に決められていて、1割負担、2割負担、3割負担っていうふうに決められているので、その負担割合が既に定まっていることと、ことし特に長野県では子供の医療費は窓口立てかえ払いから現物給付に長野県としても変更して、負担を軽減しているということが既に県でも行われていますので、趣旨はとても理解できるし、わかりますが、この内容そのものは不採択のほうが適するかなというふうに思います。

○**中原巳年男委員** 皆さんがおっしゃるように、私としても理解はできるんですが、趣旨的には十分理解もできますけれども、果たしてこれで国に意見書を上げていくということがどうなのか、国のほうでも現在検討中のももありますし、改善されている部分もありますので、趣旨採択ということに賛成をいたします。

○**委員長** 赤羽委員、御意見ありましたらお願いします。

○**赤羽誠治委員** ありません。

○**委員長** ありがとうございます。特にあと、御意見はございませんか。

それでは、決をとらせていただきたいと思います。今、不採択と趣旨採択ということで、二つの意見がございますので、まず、趣旨採択ということで賛成の委員の皆さん、挙手をお願いします。

[挙手多数]

○**委員長** 挙手多数ということで、陳情12月第1号については、趣旨採択ということに決定をいたしました。よろしくをお願いします。

議案に対する審査は以上でございます。行政側から何かありましたら、お願いいたします。

閉会中の継続審査の申し出

○**健康福祉事業部長** 継続審査のお願いをいたします。市議会閉会中におきましても、福祉行政や教育行政などさまざまな課題を抱えておりますので、継続して審査をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**委員長** ただいま、継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 御礼の挨拶を申し上げます。慎重に御審議をいただきまして、提案いただきました全ての案件に御承認をいただきまして、大変ありがとうございました。ますます寒さも増してまいります。委員各員の御自愛をお祈りいたしながらお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、12月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前11時33分 閉会

平成30年12月14日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 横沢 英一 印